

(裏)

貨物利用運送事業法抜すい

第 55 条

- 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、 <u>貨物利用運送事業者</u>の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若 しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の 物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- <u>第 65 条</u> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、<u>100 万円</u>以下の罰金に処する。
- (5)第 55 条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。

貨物利用運送事業法施行規則抜すい

第 47 条

- 2 法第55条に規定する国土交通大臣の権限(次に掲げるものを除く。) は、地方運輸局長も行うことができる。
- (1) 航空運送に係る第一種貨物利用運送事業に関するもの
- (2) 航空運送に係る第二種貨物利用運送事業に関するもの(貨物の集配に係るものを除く。)